



令和7年6月5日

高校歴史教科書の採択等について（請願）

団体名 日本世論の会 愛知県支部
代表者名 榊原周治
住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

1. 請願事項

- (1)実教出版（株）の高校「歴史総合 新訂版 むすびつく世界と日本」には、いわゆる「南京事件」に関して、誤解を招きかねない不適切な記述があるため採択を控えていただきたい。
- (2)いわゆる「南京事件」を授業で教える場合は、中国軍の多くが国際法違反の便衣兵として民間人を盾に戦闘行為をしたこと、当時の南京の人口は約20万人で1か月後には5万人増加しており、20～30万人の「大虐殺」等の根拠がないことなどを補足説明していただきたい。

2. 請願の理由

- (1)実教出版（株）の高校「歴史総合 新訂版 むすびつく世界と日本」には、1937年12月に日本軍が南京を占領した際に起きたとされるいわゆる「南京事件」に関して以下の記述があります。

[本文]

「戦線は華中（長江流域）にひろがり、1937年12月には日本軍は首都南京を占領した。そのさい、日本軍は捕虜だけでなく敗残兵や民間人など、おびただしい数の中国人を殺害した（南京事件）。」

[史料]

「南京事件・中島今朝吾第16師団長日記

- 一、大体捕虜ハセヌ方針ナレバ片端ヨリ之ヲ片付クルコト、ナシタレ共、千、五千、一万ノ群衆トナレバ之ガ武装ヲ解除スルコトスラ出来ズ……
- 一、後ニ到リテ知ル処ニ依リテ佐々木部隊丈ニテ処理セシモノ約一万五千、太平門ニ於ケル守備ノ一中隊長ガ処理セシモノ約一三〇〇、其仙鶴門付近ニ集結シタルモノ約七八千人アリ、尚続々投降シ来ル。
- 一、此の七八千人ヲ片付クルニハ相当大ナル壕ヲ要シ中々見当ラズ。

（増刊 歴史と人物）」

- (2)教科書には、この[史料]として掲載された日記についての解説がないため、本文の「おびただしい数の中国人を殺害した」ことを裏付ける証拠であるかのように受け取られかねません。しかし、この日記は従来から論争的になってきたもので、その解釈には諸説あり以下の通りです。

- ①教科書では「(略) 之ガ武装ヲ解除スルコトスラ出来ズ……」の後の「唯彼等ガ全ク戦意ヲ失ヒゾロゾロツイテ来ルカラ安全ナルモノノ之ガ一旦搔擾セバ始末ニ困ルノデ部隊ヲトラックニテ増派シテ監視ト誘導ニ任ジ」という文章が省略されている。「片端ヨリ之ヲ片付クル」が虐殺だとすれば、おとなしくゾロゾロついてくるはずがない。「捕虜ハセヌ方針」とは、戦況に大きな影響を与えることがなければ、武装解除

して追放することである。

- ②「佐々木部隊丈ニテ処理セシモノ約一万五千」については、第30旅団長の「佐々木到一少将私記」には「此日我支隊の作戦地域内に遺棄された敵屍は一万数千に上り」と記されており、虐殺などではなく戦闘による戦死者である。
 - ③「一中隊長ガ処理セシモノ約一三〇〇」については、「南京戦史」にある参戦者の回想によれば、白旗を掲げて投降の意思表示をしたにも拘らず、一部に反抗した部隊があり迎撃したものであると述べられている。
 - ④「其仙鶴門付近ニ集結シタルモノ約七八千人アリ」については、奈良・歩兵三十八連隊の「戦闘詳報第十二号付表」の「備考」に、「数千名の敵白旗ヲ掲ゲテ前進シ来タリ、午後一時武装ヲ解除シ南京ニ護送セシモノヲ示ス」とあり、生存のまま捕虜となったものである。また、「此の七八千人ヲ片付クルニハ相当大ナル壕ヲ要シ中々見当ラズ」は、大きな壕など見当たらないので処刑は出来ないということであり、後日の日記や戦闘詳報にも、大きな壕、処刑、埋葬など実際に行なわれたことを示す記録はない。
- (3)以上の通り「中島今朝吾第16師団長日記」は、十分な史料批判に耐え得るものではなく、教科書に採用するには不適切で、実教出版(株)以外にこの日記を載せている教科書はありません。生徒に誤解を与えかねない不適切な記述のある教科書の採択は控えるように請願致します。
- (4)外務省のホームページの「歴史問題Q&A」には「日本政府としては、日本軍の南京入城(1937年)後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できないと考えています。しかしながら、被害者の具体的な人数については諸説あり、政府としてどれが正しい数かを認定することは困難であると考えています」と記載されています。その根拠となる唯一の政府資料の「戦史叢書」には「遺憾ながら同攻略戦において略奪、婦女暴行、放火等の事犯が頻発した。これに対し軍は法に照らし厳重な処分をした」と記されており、日本軍の命令による組織的・意図的「虐殺」を示す記述は一切ありません。政府は、関係者の証言や種々の資料から総合的に判断したとしていますが、外務省HPの記述も偶発的な事件まで否定はできないものの、日本軍の命令による組織的・意図的「虐殺」などを認めている訳ではありません。
- (5)歴史総合、日本史探求などの高校教科書には、いわゆる「南京事件」に関して、「一般住民と捕虜を虐殺」「暴行、略奪、放火、集団的虐殺」「極東国際軍事裁判の判決では虐殺20万人」「中国政府は虐殺30万人以上を主張」「国際的非難を浴びる」などの記述があります。一方教科書には記載されていませんが、「降伏勧告を中国が無視」「中国軍司令官が部下を残して逃亡」「中国軍督戦隊が退却する自国軍兵士を大量殺害」「便衣兵が民間人を盾に戦闘行為」「南京の人口が20万人から25万人に増加」「海外への発信は国民党の宣伝工作」「極東国際軍事裁判は、戦勝国が敗戦国を一方向的に裁いたもの」という指摘もあります。
- (6)教科書の検定では、一次資料に基づくなど一定の水準を満たす学説であれば認められます。便衣兵が民間人を盾に戦闘行為をすることは国際法違反であり逮捕され処刑されたことを「虐殺」と指摘されている可能性があること、また、日本軍が南京占領時の人口は20万人程度で1か月後には25万人に増加しており、30万人大虐殺などの根拠はいまだ示されることがないと記述する教科書(令和書籍)も検定に合格しています。
- (7)生徒は多様な情報をもとに多角的な視点から自ら考え判断することを学ぶことが大切です。つきましては、いわゆる「南京事件」を授業で教える場合は、幅広い視野から教科書記述と異なる見解もあることなどを補足説明していただくように請願致します。

以上